

鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月26日（火）第59号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---------------------|----------|---|
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除（3件） | （砂防課取扱い） | 1 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | （砂防課取扱い） | 1 |
| ○土砂災害警戒区域の指定（4件） | （砂防課取扱い） | 1 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定（4件） | （砂防課取扱い） | 2 |

告 示

鹿児島県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
土石流	薩摩川内市	土・久辺1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
土石流	薩摩川内市	土・久辺1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第525号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・川底上2，急・本川2，急・中麦1，急・中麦2，急・今寺2，急・今寺3，急・今寺4，急・川底中1，急・川底中2，急・川底中3，急・本川3，急・本川4，急・川底下4，急・川底下5，急・久留巢1，急・妹背橋1，急・妹背1，急・瀬口5，急・瀬ノ岡1，急・本城1，急・後牟田1，急・下五代1，急・下五代2，急・羽田1，急・羽田2，急・羽田3，急・羽田4，急・久留巢2，急・久留巢3，急・みささぎ1，急・宮下1，急・宮下2，急・東上川内2，急・住連木2，急・本城2及び急・折宇都1
土石流	薩摩川内市	土・中麦1，土・川底上1，土・本川2，土・本川3，土・中麦2，土・中麦3，土・中麦4，土・川底中1，土・川底中2，土・川底中3，土・川底中4，土・川底中5，土・川底上2，土・川底上3，土・川底下3，土・川底下4，土・本川4，土・本川5，土・本川6，土・本川7，土・本川8，土・川底下5，土・本川9，土・本川10，土・本川11，土・丸山1及び土・久辺1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第526号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・川底上2，急・本川2，急・中麦1，急・中麦2，急・今寺2，急・今寺3，急・今寺4，急・川底中1，急・川底中2，急・川底中3，急・本川3，急・本川4，急・川底下4，急・川底下5，急・久留巢1，急・妹背橋1，急・妹背1，急・瀬口5，急・瀬ノ岡1，急・本城1，急・後牟田1，急・下五代1，急・下五代2，急・羽田1，急・羽田2，急・羽田3，急・羽田4，急・久留巢2，急・久留巢3，急・みささぎ1，急・宮下1，急・宮下2，急・東上川内2，急・住連木2，急・本城2及び急・折宇都1
土石流	薩摩川内市	土・中麦1，土・川底上1，土・本川2，土・本川3，土・中麦2，土・中麦3，土・川底中1，土・川底中2，土・川底中3，土・川底中4，土・川底中5，土・川底上2，

	土・川底上3，土・川底下3，土・川底下4，土・本川4，土・本川5，土・本川6，土・本川7，土・本川8，土・川底下5，土・本川9，土・本川10及び土・丸山1
--	---

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第527号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・道野6，急・道野2，急・道野3，急・道野，急・道野4，急・道野5，急・落1，急・田布川5，急・田布川11，急・田布川7，急・田布川8，急・田布川3，急・田布川1，急・田布川9，急・田布川6，急・寺田，急・金山4，急・金山5，急・金山1，急・金山2，急・金山9，急・金山6，急・木口屋，急・山口4，急・山口7，急・山口8，急・松下，急・宇都2，急・落2，急・水流1，急・水流2，急・水流5，急・水流7，急・桜馬場，急・宇都5，急・宇都1，急・宇都7，急・小園2，急・宇都16，急・宇都12，急・宇都13，急・宇都14，急・宇都15，急・小園5，急・小園，急・松下6，急・松下7及び急・松下2
土石流	枕崎市	土・十石川，土・寺谷川，土・上郷第2谷川，土・上郷第1谷川及び土・中洲川

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・道野6，急・道野2，急・道野3，急・道野，急・道野4，急・道野7，急・道野5，急・落1，急・田布川5，急・田布川11，急・田布川7，急・田布川8，急・田布川3，急・田布川1，急・田布川15，急・田布川9，急・田布川6，急・寺田，急・金山4，急・金山5，急・金山1，急・金山2，急・金山9，急・金山6，急・金山13，急・金山14，急・木口屋，急・山口4，急・山口7，急・山口8，急・松下，急・宇都2，急・宇都17，急・宇都18，急・宇都19，急・落2，急・水流1，急・水流2，急・水流

		9, 急・水流5, 急・水流7, 急・桜馬場, 急・桜馬場4, 急・宇都5, 急・宇都1, 急・宇都7, 急・小園2, 急・小園6, 急・小園7, 急・宇都16, 急・宇都12, 急・宇都13, 急・宇都14, 急・宇都15, 急・小園5, 急・小園, 急・松下6, 急・松下7及び急・松下2
	南九州市	急・取違1, 急・堂園1, 急・堂園2, 急・石坂之上1, 急・仙田山1, 急・迫瀬戸山1, 急・桑代3, 急・桑代4, 急・池之河内3, 急・共親2, 急・共親3, 急・共親1, 急・松久保2, 急・松久保1, 急・松久保3, 急・善通1, 急・善通2, 急・山口原1, 急・湯穴1, 急・湯穴2, 急・川床1, 急・川床2, 急・川床3, 急・霜出1, 急・霜出2, 急・瀬世中1, 急・横峯2, 急・和田1, 急・瀬世向1, 急・瀬世向2, 急・瀬世向3, 急・瀬世向4, 急・加治佐1, 急・上木原1, 急・城ノ口1, 急・永田西1, 急・永田西2, 急・中野迫1, 急・諏訪1, 急・諏訪2, 急・天神1, 急・日吉1, 急・原田1, 急・上村1, 急・塘之池1, 急・大山1, 急・永田上2, 急・永田上1, 急・大山3, 急・永田中福良1, 急・永田西3, 急・大山4, 急・馬場2, 急・馬場1, 急・片平1, 急・田畑1, 急・麓2, 急・上之口1, 急・大山2, 急・馬立1, 急・馬立2, 急・内青折1, 急・市崎野1, 急・市崎野2, 急・小崎1, 急・花園1, 急・花園2, 急・花園3, 急・桜元1, 急・桜元2, 急・小栗栖1, 急・古殿上1, 急・松尾城1, 急・宇都ノ迫1, 急・宇都ノ迫2, 急・田代下1, 急・田代中2, 急・田代上1, 急・田代上2, 急・滝山1, 急・桑水流1, 急・桑水流2, 急・仁之野下1, 急・楠原1, 急・楠原2, 急・楠原3, 急・八瀬尾1, 急・古殿下1, 急・荒殿1, 急・荒殿2, 急・荒殿3, 急・荒殿4, 急・松尾城2, 急・松尾城3, 急・松尾城4, 急・松尾城5, 急・松尾城6, 急・迎方1, 急・松崎2, 急・大丸6, 急・菊原3及び急・柳3
土石流	枕崎市	土・十石川, 土・寺谷川, 土・上郷第2谷川, 土・上郷第1谷川及び土・中洲川
	南九州市	土・堤之原1, 土・山仁田1, 土・山仁田2, 土・山仁田3, 土・迫瀬戸山1, 土・迫瀬戸山2, 土・池之河内4, 土・加治佐1, 土・高星1, 土・高星2, 土・馬立1, 土・馬立2, 土・小崎1, 土・小崎2, 土・小崎3, 土・市之瀬1, 土・市之瀬2, 土・宇都ノ迫1, 土・花園1, 土・花園2, 土・田代1, 土・田代2, 土・田代3, 土・田代4, 土・田代上1, 土・滝山1, 土・桑水流1, 土・桑水流2, 土・仁之野1, 土・八瀬尾1, 土・八瀬尾2, 土・陣1, 土・野崎1, 土・荒殿1及び土・荒殿2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第529号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・道野6, 急・道野2, 急・道野, 急・道野4, 急・道野7, 急・道野5, 急・落1, 急・田布川5, 急・田布川11, 急・田布川7, 急・田布川8, 急・田布川1, 急・田布川15, 急・田布川9, 急・田布川6, 急・寺田, 急・金山4, 急・金山5, 急・金山1, 急・金山2, 急・金山9, 急・金山6, 急・金山13, 急・金山14, 急・木口屋, 急・山口4, 急・山口7, 急・山口8, 急・松下, 急・宇都2, 急・宇都17, 急・宇都18, 急・宇都19, 急・落2, 急・水流1, 急・水流2, 急・水流9, 急・水流5, 急・水流7, 急・桜馬場, 急・桜馬場4, 急・宇都5, 急・宇都1, 急・宇都7, 急・小園2, 急・小園6, 急・小園7, 急・宇都16, 急・宇都12, 急・宇都13, 急・宇都14, 急・宇都15, 急・小園5, 急・小園, 急・松下6, 急・松下7及び急・松下2
	南九州市	急・取違1, 急・堂園1, 急・堂園2, 急・石坂之上1, 急・仙田山1, 急・迫瀬戸山1, 急・桑代4, 急・池之河内3, 急・共親2, 急・共親3, 急・共親1, 急・松久保2, 急・松久保1, 急・松久保3, 急・善通1, 急・善通2, 急・山口原1, 急・湯穴1, 急・湯穴2, 急・川床1, 急・川床2, 急・川床3, 急・霜出1, 急・霜出2, 急・瀬世中1, 急・横峯2, 急・和田1, 急・瀬世向1, 急・瀬世向2, 急・瀬世向3, 急・瀬世向4, 急・加治佐1, 急・上木原1, 急・城ノ口1, 急・永田西1, 急・永田西2, 急・中野迫1, 急・諏訪1, 急・諏訪2, 急・天神1, 急・日吉1, 急・原田1, 急・上村1, 急・塘之池1, 急・大山1, 急・永田上2, 急・永田上1, 急・大山3, 急・永田中福良1, 急・永田西3, 急・大山4, 急・馬場2, 急・馬場1, 急・片平1, 急・田畑1, 急・麓2, 急・上之口1, 急・大山2, 急・馬立1, 急・馬立2, 急・内青折1, 急・市崎野1, 急・市崎野2, 急・小崎1, 急・花園1, 急・花園2, 急・花園3, 急・桜元1, 急・桜元2, 急・小栗栖1, 急・古殿上1, 急・松尾城1, 急・宇都ノ迫1, 急・宇都ノ迫2, 急・田代下1, 急・田代中2, 急・田代上1, 急・田代上2, 急・滝山1, 急・桑水流1, 急・桑水流2, 急・楠原1, 急・楠原2, 急・楠原3, 急・八瀬尾1, 急・古殿下1, 急・荒殿1, 急・荒殿2, 急・荒殿3, 急・荒殿4, 急・松尾城2, 急・松尾城3, 急・松尾城4, 急・松尾城6, 急・迎方1, 急・松崎2, 急・大丸6, 急・菊原3及び急・柳3
土石流	枕崎市	土・十石川, 土・寺谷川, 土・上郷第2谷川, 土・上郷第1谷川及び土・中洲川
	南九州市	土・堤之原1, 土・山仁田1, 土・山仁田3, 土・迫瀬戸山1, 土・池之河内4, 土・加治佐1, 土・高星1, 土・高星2, 土・馬立1, 土・馬立2, 土・小崎1, 土・小崎2, 土・市之瀬1, 土・市之瀬2, 土・花園1, 土・花園

	2, 土・田代3, 土・田代4, 土・田代上1, 土・滝山1, 土・八瀬尾1, 土・八瀬尾2, 土・陣1, 土・野崎1, 土・荒殿1及び土・荒殿2
--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・牧神3, 急・止上1, 急・止上5, 急・妻屋1, 急・妻屋2, 急・道場口1, 急・剣之宇都1, 急・岩戸2, 急・岩戸3, 急・岩戸4, 急・岩戸5, 急・岩戸7, 急・岩戸8, 急・阿多石1, 急・止上8, 急・止上9, 急・重久2, 急・重久3及び急・重久4
土石流	霧島市	土・止上1, 土・止上2, 土・止上3, 土・妻屋1, 土・道場口2, 土・岩戸1, 土・止上5, 土・止上6, 土・重久1, 土・重久2及び土・重久3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・牧神3, 急・止上1, 急・止上5, 急・妻屋1, 急・妻屋2, 急・道場口1, 急・剣之宇都1, 急・岩戸2, 急・岩戸3, 急・岩戸4, 急・岩戸5, 急・岩戸7, 急・岩戸8, 急・阿多石1, 急・止上8, 急・止上9, 急・重久2, 急・重久3及び急・重久4
土石流	霧島市	土・止上1, 土・止上2, 土・止上3, 土・妻屋1, 土・妻屋6, 土・道場口2, 土・岩戸1, 土・止上5, 土・止上6, 土・重久1, 土・重久2及び土・重久3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ

いては、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・牧神3, 急・止上1, 急・止上5, 急・妻屋1, 急・妻屋2, 急・道場口1, 急・剣之宇都1, 急・岩戸2, 急・岩戸3, 急・岩戸4, 急・岩戸5, 急・岩戸7, 急・岩戸8, 急・阿多石1, 急・止上8, 急・止上9, 急・重久2, 急・重久3及び急・重久4
土石流	霧島市	土・止上1, 土・止上2, 土・止上3, 土・妻屋1, 土・妻屋6, 土・岩戸1, 土・止上5, 土・止上6, 土・重久1, 土・重久2及び土・重久3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・野鹿倉1, 急・野鹿倉2, 急・黒棚1, 急・古井後ヶ谷1, 急・藤ヶ迫1, 急・高ヶ山1, 急・踊場1, 急・泊ヶ山1, 急・野鹿倉3及び急・藤ヶ迫2
土石流	曾於市	土・野鹿倉1, 土・野鹿倉2及び土・黒棚1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年11月26日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	曾於市	急・野鹿倉1, 急・野鹿倉2, 急・黒棚1, 急・古井後ヶ谷1, 急・藤ヶ迫1, 急・高ヶ山1, 急・踊場1, 急・泊ヶ山1, 急・野鹿倉3及び急・藤ヶ迫2
土石流	曾於市	土・野鹿倉2及び土・黒棚1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）